

デモンストレーター規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第3章第6条に基づき、デモンストレーターを認定するためにこれを定める。

2. 任務

デモンストレーターは、教育部の統括のもと、インラインスキー技術の研究及び伝達を行う。

3. 認定条件

(1)認定資格者は、連盟の主催で教育部が実施する「デモンストレーター選考会」にて選考されたTop Instructorの資格を有する会員。ただし、選考会開催前の理事会の承認を得て、他の有資格者の認定が可能となる場合もある。この場合は、参加者へ事前に公示する。

(2)インラインスキーデモンストレーター選考会開催年に、スーパーバイザー及びSAJナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター、SIAデモンストレーターの認定を受けている者は、認定されないものとする。

(3)選考会申し込み時点で、年会費納入義務を果たし、資格任期を継続している者とする。(資格停止者は認定されない)

4. 認定

理事会の議決を経て、会長が認定する。

5. 任期

2年間とする。

6. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消すことがある。